

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 平成24年12月14日条例第66号	○川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例 平成24年12月14日条例第66号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道における水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。 (水道技術管理者の資格)	第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、本市が設置する専用水道における水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。 (水道技術管理者の資格)
第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。) <u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(削除)</u> (2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) <u>前3号</u> に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学	第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。 <u>以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u> を修めて卒業した後、 <u>2年</u> 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) <u>第1号、第3号及び第4号</u> に規定する学校において <u>土木工学以外の工</u>

改正後	改正前
<u>の課程</u>又はこれらに<u>相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、<u>第2号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>前号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (<u>5</u>) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (<u>6</u>) 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2 1日最大給水量が<u>10,000立方メートル</u>以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、<u>同項第2号</u>中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、<u>同項第3号</u>中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、<u>同項第4号</u>中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、<u>同項第5号</u>中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	学、理学、農学、医学若しくは薬学<u>に関する学科目</u>又はこれらに<u>相当する学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、<u>第3号</u>に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、<u>第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (<u>6</u>) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (<u>7</u>) 規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者 2 1日最大給水量が<u>1,000立方メートル</u>以下である専用水道については、前項第1号中「<u>2年以上</u>」とあるのは「<u>1年以上</u>」と、<u>同項第2号</u>中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、<u>同項第3号</u>中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、<u>同項第4号</u>中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、<u>同項第5号</u>中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、<u>同項第6号</u>中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。